

富山県住民監査請求取扱規程

(平成 29 年 1 月 26 日富山県監査委員決定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求（以下「請求」という。）があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(請求の方法)

第 2 条 請求は、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 13 条又は第 17 条の 14 に規定する措置請求書（以下「請求書」という。）を富山県監査委員（以下「監査委員」という。）に提出して行わなければならない。

2 請求書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。

(請求書の受付)

第 3 条 請求書が提出されたときは、監査委員事務局（以下「事務局」という。）において、請求書の記載事項及び添付書類について確認を行い、形式的な不備があるときは補正を求めるものとする。なお、この場合における補正は、請求を行う者（以下「請求人」という。）の任意の協力によるものとする。

2 前項の補正については、持参により請求書が提出された場合はその場で求めるものとし、その場での補正が困難な場合又は郵送により請求書が提出された場合は、請求書の再提出を求めるものとする。なお、代理人が持参する場合は、請求人の委任を証する書類を提出しなければならない。

3 請求書を受け付けたときは、事務局において受付印を押印し、押印した請求書の写し 1 部を請求人に交付するものとする。

4 受付日は、事務局が請求書を収受した日とする。ただし、再提出が行われた場合は、再提出の日を受付日とするものとする。

(請求の取下げ)

第 4 条 請求人は、監査委員の監査終了前においては、請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 請求を取り下げ場合は、請求人は書面で申し出なければならない。

(要件審査の補助)

第 5 条 請求書を受け付けたときは、事務局において、監査委員による要件審査を補助するため、あらかじめ次の確認を行うものとする。

(1) 請求人が法第 242 条第 1 項の住民であることの住民票又は法人登記簿等による確認

(2) 請求の内容審査に必要な事実関係の確認

2 事務局は、前項の確認で請求人が住民であることが確認できない場合又は事実関係の確認ができない場合は、請求人に対して、その確認ができる書類の提出を求めるものとする。

(委員会議)

第 6 条 受け付けた請求を処理するために必要な審査、監査等については、監査委員（法第 199 条の 2 の規定により当該請求に関し除斥となる者を除く。）による会議を開き、合議により決定するものとする。

(要件審査等)

第 7 条 監査委員は、請求が法第 242 条第 1 項及び第 2 項に定める要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていると認められるときは受理の決定をし、要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の決定し、又は請求人に対し

相当の期間を定めて補正を求めるものとする。なお、この場合において、補正に要する期間については、法第 242 条第 5 項に規定する監査期間から除外するものとする。

- 2 監査委員は、請求人が前項の規定による補正を行い、要件を満たしたと認められるときは受理の決定をし、期間内に補正を行わず、又は補正をしてもなお要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の決定をするものとする。
- 3 監査委員は、受理の決定をしたときは、請求に係る知事その他の執行機関又は職員（以下「執行機関等」という。）及び請求人に対し、請求を受理した旨を書面により通知し、却下の決定をしたときは、請求人に対し、理由を付してその旨を書面により通知する。
- 4 監査委員は、受理した請求について必要があると認めるときは、法第 242 条第 3 項に規定する停止（以下「暫定的停止」という。）の適否を審査し、暫定的停止を行うことが適当と認めるときは、執行機関等に対しその旨を勧告するものとする。
- 5 監査委員は、請求人が法第 252 条の 43 第 1 項の規定による個別外部監査契約に基づく監査（以下「個別外部監査」という。）を求めている場合は、個別外部監査によることが相当であるかどうかを審査するものとする。
- 6 監査委員は、前項の審査で個別外部監査によることが相当と認めるときは、個別外部監査によることを決定し、法第 252 条の 43 第 2 項の規定により、知事及び請求人に対し通知するものとする。なお、個別外部監査によることが相当でないとき認めるときは、同条第 9 項の規定により、第 11 条第 1 項各号に定める通知にその理由を記載するものとする。

（監査の実施）

第 8 条 監査は、監査の対象となる機関又は職員からの事情聴取、関係書類の確認、閲覧及び照合等の方法により行うものとする。

- 2 監査委員は、必要があると認めるときは、法第 199 条第 8 項の規定に基づく関係人についての調査等を行うものとする。
- 3 監査委員は、必要に応じて、監査を担当する監査委員を選任することができるものとする。

（証拠及び陳述等）

第 9 条 請求人は、請求の趣旨を補充することを目的として、法第 242 条第 6 項に規定する証拠の提出及び陳述を行うことができるものとする。

- 2 監査委員は、第 7 条第 2 項の規定による受理の通知を行うときに、併せて請求人に証拠の提出及び陳述を行う機会を与える旨その他必要な事項を通知するものとする。
- 3 監査委員は、必要があると認めるときは、法第 242 条第 7 項に規定する執行機関等の陳述の聴取を行うものとする。
- 4 監査委員は、第 1 項又は前項の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、執行機関等又は請求人を立ち合わせることができるものとする。
- 5 第 1 項及び第 3 項の陳述の聴取は、原則として、公開により行うものとする。

（監査結果の決定）

第 10 条 監査委員は、監査を終了したとき又は個別外部監査の結果に関する報告を受けたときは、監査結果の決定を行うものとする。

（監査結果等の通知及び公表）

第 11 条 監査委員は、前条の監査結果の決定に従い、次のとおり処理するものとする。

- (1) 請求に理由があると認めるときは、議会又は執行機関等に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表する。
- (2) 請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知

し、かつ、これを公表する。

- 2 監査委員は、第7条第3項により暫定的停止の勧告を行う場合は、法第242条第3項の規定により、理由を付して執行機関等に勧告し、勧告の内容を請求人に対して通知し、かつ、これを公表するものとする。

(措置結果に係る通知等)

第12条 監査委員は、前条第1項第1号の規定による勧告を受けた議会又は執行機関等から措置結果に関する通知があったときは、請求人に当該通知に係る事項を通知し、かつ、これを公表する。

(共同請求)

第13条 複数の請求人が共同して請求する場合(次項において「共同請求の場合」という。)には、事務局は、請求人の代表者を定めることを求めるものとする。

- 2 共同請求の場合においては、請求人に対する通知等は、代表者を通じて行うものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月26日から施行する。